

(表)

年度

自動車税(種別割)納税

通知書兼領収証書

口座番号

02890-8-960097

加入者名

美唄市会計管理者

標識番号

車台番号

上記の軽自動車に係る軽自動車税は、滞納がないことを証明します。

証明書有効期限

下記のとおり決定しましたので通知します。

標識番号

車種

(氏名)

世帯番号

通知番号

識別番号

初度検査年月

税額

円

円

円

合計金額

円

納期限

領収日付印

納付者保管／収入印紙不要

軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)

標識番号

車台番号

上記の軽自動車に係る軽自動車税は、滞納がないことを証明します。

証明書有効期限

上記を「*」印で抹消したもの、領収日付印のないものは無効です。

領収日付印

車検に必要ですから大切に保管してください

納付者保管

(裏)

(注)

1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。

2 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

税率表

種別	税率(円)	種別	税率(円)
自原動機車付	50 cc 以下 2,000	四輪貨物	4,000
	90 cc 以下 2,000		① 5,000
	125 cc 以下 2,400		② 6,000
	ミニカー 3,700		3,000
二轮	3,600	営業用	① 3,800
3,100	② 4,500		
三輪	① 3,900	小型農耕用 2,000	
	② 4,600	その他 5,900	
四輪乗用	7,200	二轮の小型 6,000	
	① 10,800		
	② 12,900		
	5,500		
	① 6,900		
	② 8,200		

①は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両で、軽課(グリーン化特例)対象外の車両の税率。

②は、重課税率(最初の新規検査から13年経過した三輪、四輪の軽自動車)。

軽課税率(グリーン化特例：排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの)

軽課税率の対象	電気自動車・天然ガス自動車	R 2年度燃費基準達成+R12年度基準70%達成車両	R 2年度燃費基準達成+R12年度基準90%達成車両	
三輪	1,000	2,000※	3,000※	
四輪	乗用 営	1,800	3,500	5,200
	乗用 自	2,700	適用なし	適用なし
	貨物 営	1,000	適用なし	適用なし
	貨物 自	1,300	適用なし	適用なし

※乗用営業用のみ

○この納税通知書についての問い合わせ先
北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市 税務課 資産税係
電話(0126)62-3140番(直通)
月～金 8:45～17:15 土・日・祝休日、年末年始を除く

(ご注意)

下記の場合、コンビニエンスストア等ではお取扱できません。

・金額を訂正した場合

・バーコードの印字が無い。

・バーコードが読取不可。

○新規登録・譲渡・廃車等をする場合は、お手数ですが、各担当所に届出願います。

原付・小型特殊→現住所地の市(区)役所・町村役場

4輪・2輪のトレーラー→現住所地管轄の軽自動車協会

126CC以上の2輪各種(軽2輪・小型2輪・2輪小型)→現在地管轄の運輸支局

1 不服申立

①この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

②前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟に おいて市を代表する者は市長となります。)、決定(以下「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

2 納期限までに納税されない場合

①納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間はその年の延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合)を乗じて計算します。

②納期限までに税金を完納しないため督促状の送付を受け、かつ、その督促状を發した日から10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。